○農林水産省告示第千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字下古園二五二二の七、字上古園二五五一の二、二五五七の一、二五五七の二、二五五七の四、二五五七の六、二五五八の四、二五五八の一二、二五六二の一、二五六五、二五六七、二五七三、二五七四、二五八二の一、二五八二の二、二六九六の三、二六九七の乙、二六九八、二七〇五の三、二七〇七、二七一〇の一、二七一一の一、二七一一の三、字荒木谷二七三四、二七三五の二、二七三九、二七四〇、二七四三、二七四四、二七四五の一、二七五六、二七五七、二七五八の一、二七五八の三、二七五八の六、二七五八の一三、二七八五の一、二七八六、二七九七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上古園二五六二の一（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門字向山四三一七の八、四三一七の一〇、南郷上渡川字鶴野一七二三の七、字落ケ谷二〇六一、二〇六三の三、二一〇六の一、二一〇六の三、二一〇七の二、二一七二の二七、二一七二の四二、字浜砂瀬二三四二、二三四五、二三六七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字落ケ谷二一七〇の一、二一七〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字樫葉谷一〇二二の五九（次の図に示す部分に限る。）、九三一の三四、九三一の三八、九三一の七三、九三一の七九、九三一の八一、九三一の八三、九三一の八五、九八〇の一、九九六の一、九九六の三、一〇一八、一〇二二の五、一〇二二の二四、一〇二二の三一、一〇二二の四六、一〇二二の四九、一〇二二の六九、一〇二二の七〇、一〇二二の七二、一〇二二の九五、一〇二二の一〇九、一〇二二の一三〇、一〇二二の一三二、一〇二三の六、一〇二四の一、一〇二四の二、一〇二四の五、一〇二五、一〇二六の一、一〇二九、一〇三〇の一、一〇三〇の五、一〇三三、一〇三四の一、一〇三五の一、一〇六七の一、一〇七八の一、一〇八九、一一〇二の四、一一〇二の六、一一〇二の七、一一〇七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樫葉谷一〇二二の九五・一〇八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字平城三六の一、六四の一、六七から六九まで、七二、七五、一〇八の一、一〇八の三、一一一、一一三、一七二の一、二〇五の一、二三八の一、二四一、二四二の一、二四二の三、二五九の七、二五九の二七、二六〇の三〇、二六六の一、二六六の三、二六六の四、三〇五、三〇六の一、字門田三〇七の一、三二二、三二七、三四八の一、三四八の三、三四八の四、三五一、三六一の一、三六一の二、四四三の二、四四三の五、四四五、五〇五、五〇七の一二、五〇七の一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字ヒタカズ一八一六、一八二四、一八六三、一八六八、字カラメ一九〇九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヒタカズ一八六八（次の図に示す部分に限る。）